

平成28年9月1日

東海第二原子力発電所における安全協定の見直しに関する陳情書

陳情者

住所

氏名

代表 日立市台原町 2-10-10 荒川照明
(Tel : 37-3720 090-98457019)

他4名

日立市議会議長

岡部 光雄 殿

東海第二原子力発電所における安全協定の見直しに関する陳情

陳情の趣旨

「東海第二発電所安全対策首長会議が、東海第二原子力発電所の運営に対し、近隣自治体が主体的に判断出来るように、『安全協定』を求めています。日本原子力発電(株)に『安全協定』を早期に見直すことを要請する意見書」の採択を求める陳情です。

陳情の理由

福島第一原発における事故で、いまだ、避難生活を余儀なくされている住民は、10万人以上にも及びます。事故前想定を超え、近隣30km、飯館村に至っては50kmまでの大地が放射能で汚染されました。日立中心地が東海第二原子力発電所(以下東海第二)より15km程度であることから、他人事とは思えません。そして、東海第二は、立地東海村の北の外れにあり、PAZ(予防的措置準備区域の圏内半径5km)の住民数からも、日立市内に立地する原発であると言っても異論はないとおもいます。貴議会の平成24年3月19日付での意見書「東海第二原子力発電所の再稼働を判断するに当たっては、その安全性に関する十分な検証、万が一の場合の万全な防災対策並びにそれらに対する周辺自治体及びその住民の納得を前提に行うこと」の採択は、そうした考えに基づいたものと理解致しております。

事故後、ハード面及びシビアアクシデント対策では新たな基準が設けられましたが、住民の安全性に関する事や周辺自治体との安全協定及び権限の確保等は、いまだ事故前と同じです。そうした観点に立ち、日立市長も名を連ねる東海第二発電所安全対策首長会議が、平成26年12月25日付で、①安全協定の枠組み及び協定内容の見直し②重要事項に係る協議等の権限の確保③迅速な情報提供の三点(詳細略)を要求しております。しかし、日本原子力発電(株)(以下日本原電)は、未だその要求を受け入れていないため、先月、再度の回答申入れをした模様です。現状の日本原電の対応は、貴議会としても看過できないものと思えます。

他の原発の再稼働や東海第二に係る最近の様々な動きも大変気になるところです。福島事故を教訓に、当時の民主党政権は、野党であった自民党及び公明党の同意を受け、原発を原則40年までの稼働としましたが、その原則が、一つまた一つと、正に、「40年廃炉の骨抜きだ」(28.8.8毎日新聞・社説)となっております。又、ハード面での様々な基準のなかでも、難燃性ケーブルが原則であったが、その原則も難燃性シートで合格となった原発があります。停止中とはいえ、使用済み核燃料プールが格納容器の中に入らない事から、その危険性は稼働中に匹敵すると言われる原発は、最低限、新規制基準に準じる必要がありますが、日本原電が「再稼働に直結するものではない」と言いながらも、新規制委員会の審査は現地審査までに至る進捗状況に不安と懸念を禁じえません。

「安全協定」見直しが実現されれば、付与されることになる、その権限の一翼を担うことになる市議会としても、東海第二発電所安全対策首長会議および首長と歩調を合わせ、強く要望する意思を表明すべきものと思料いたします。以上が陳情に至った理由です。

別紙の意見書を採択をし、茨城県知事、並びに原子力所在地域首長懇談会(座長東海村長)、東海第二発電所安全対策首長会議(座長水戸市長)に提出いただきますよう陳情いたします。

陳情事項

- 1 近隣自治体に立地自治体と同等の権限を確保するための「安全協定」の見直しを、日本原電が、速やかに要求どおりに応えることを、直ちに要請すること。
- 2 上記の話合いを、日本原電が早急に実施することを、直ちに要請すること。
- 3 以上の要請行動を求める意見書を採択すること。

[提出先]

茨城県知事 東海村長 水戸市長